

平成 25 年 12 月 12 日
物 価 統 計 室

消費者物価指数の表章方法の検討

1 趣旨

平成 22 年基準から、項目別の寄与度と総合指数の変化率との整合性を図るため、変化率や寄与度の計算過程において、端数処理前の指数を用いることとした。一方、こうした変更に伴い、ユーザーにおいて、変化率などを指数の公表数値から再現できないという指摘も見られる。このため、今後の指数の表章のあり方について検討する。

表 平成 17 年基準と 22 年基準の計算方法及び表章方法の比較

	平成 17 年基準	平成 22 年基準（現行の方法）
指数	・ 小数第 1 位までの指数を公表	・ 小数第 1 位までの指数を公表
変化率 及び 寄与度	・ 公表数値（小数第 1 位までの指数）を用いて計算 ・ 小数第 1 位までの変化率を公表 ・ 小数第 2 位までの寄与度を公表	・ 端数処理前の指数を用いて計算 ・ 小数第 1 位までの変化率を公表 ・ 小数第 2 位までの寄与度を公表

2 計算方法及び表章方法の考え方

ポイントは、各項目の寄与度と総合指数の変化率との整合性、指数の公表値からの変化率等の再現性の 2 点。こうした観点から、変化率の計算に用いるべき指数値（公表値、端数処理前の数値）、指数の公表値の扱いなどについて検討。

対応方法として、

- ・平成 17 年基準と同様に指数の公表値から変化率を計算することとすればは満たされるが、は現状の指数の公表値の扱い（小数第 1 位までの公表）では必ずしも満たされない。
- ・さらに、指数の公表値を工夫することで、をできるだけ満たすようにすることは可能か。
 - 例えば、アメリカでは、2007 年 1 月分から小数第 3 位までの指数を公表し、その小数第 3 位までの指数を用いて変化率を計算することでユーザーの再現性を持たせている。その際、指数値を小数第 3 位までとすれば、変化率について、端数処理前の指数値で計算した場合との乖離は小さい（1%未満）との検証も行っている。

現在の方法（指数の公表値は小数第 1 位まで、変化率等は端数処理前の指数から計算）は、イギリスで採用されている方法と同様。ただし、イギリスでは、小数第 3 位の指数値も要望があれば提供可能としている模様。

なお、小数第 1 位までの変化率及び小数第 2 位までの寄与度の公表については、変更の予定なし。

3 今後の対応

消費者物価指数を利用している関係機関などの意見も聞きながら、検討を進めていくこととする。